

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県公文書館
- 2 指定管理者となる団体 那覇市字小禄1831番地1
公益財団法人沖縄県文化振興会
- 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年11月25日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。